内閣委員会 フリーランスの定義明確化と下請法問題、政府が動く

- 内閣委員会(2020/03/10)
 - フリーランスの定義について
 - → 西村康稔国務大臣

政府統一でフリーランスの実態調査がされておらず、 定義もこれまでされていない!



厚労省さんと中企庁さんと内閣府さん、

全くフリーランスに関する定義と対象の人数すらまちまちでありまして、 このままではまずいなというふうに思っているわけであります。 そこでお聞きしたいんですが、**今後、フリーランスの定義はどうされていくのか**。

フリーランスにつきましては各省がそれぞれ対応してきたという実態がございます。 そこで、実態把握、それから、どういう形が、実態があり、それに対してどう対応す べきか、政策的にどう対応すべきかということを私の下で、 内閣官房で整理をしていこうということになっております。



政府:フリーランス実態調査結果

- 内閣官房日本経済再生総合事務局(2020/05)
 - フリーランス実態調査結果について

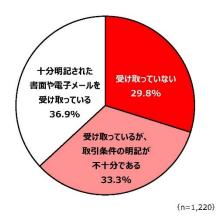
国内のフリーランスの実態把握のために、

内閣官房において統一調査を実施した。



トラブル経験者における取引先からの書面の交付状況

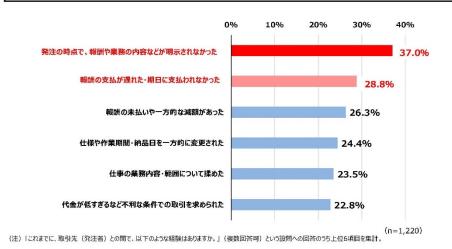
取引先とのトラブルを経験したことがある者のうち、そもそも書面・電子メールが交付されていなかったり、交付されて いても取引条件が十分に明記されていなかった者が6割。



(取引先との関係)

取引先とのトラブルの内容

- 取引先とのトラブルの内容としては、「発注の時点で、報酬や業務の内容などが明示されなかった」が4割。
- また、「報酬の支払が遅れた・期日に支払われなかった」と回答した者は3割。



(注) 「仕事の受注時に、取引先(発注者)から、発注単価や納期などの仕様について明記された書面や電子メールを受け取っていますか。最も多いケースについてお答えくださ

18

19

政府:フリーランス実態調査結果

内閣官房による統一調査と類似調査との比較

	内閣官房による統一調査 (関係省庁連携)	内閣府	中小企業庁	厚生労働省
	「フリーランス」	「フリーランス相当」	「フリーランス」	「雇用類似の働き方の者」
対象	①自身で事業等を営んでいる ②従業員を雇用していない ③実店舗を持たない ④農林漁業従事者ではない ※法人の経営者を含む	①自身で事業等を営んでいる ②従業員を雇用していない ③実店舗を持たない ④農林漁業従事者ではない ※法人の経営者を含む	①自身で事業等を営んでいる ②従業員を雇用していない ③実店舗を持たない ④農林漁業従事者ではない ※法人の経営者を含む	①自身で事業等を営んでいる ②従業員を常時使用していない ③個人事業主等で店主ではない ④農家や漁業者ではない ⑤業務の委託を受けている ⑥事業者が直接の取引先 ※法人の経営者を含む
フリーランスの 試算人数	462万人 (本業 214万人/副業 248万人)	341万人 (本業178~228万人/副業112~163万人) ※なお定義の違いにより306~341万人と 幅をもって推計	472万人 (本業 324万人/副業 148万人)	367万人 ※①~④に該当する者を試算したもの
サンプル	144,342人	50,000人	62,415人	18,377人
調査期間	2020年2月10日~3月6日	2019年1月28日~3月4日	2019年1月11日~1月31日	2019年1月15日~2月21日
調査主体	内閣官房 日本経済再生総合事務局	内閣府政策統括官 (経済分析担当)	リクルートワークス研究所	(独)労働政策研究・研修機構

政府:フリーランス・ガイドライン(フリーランスの定義)

- 内閣官房・公正取引委員会・中小企業庁・厚生労働省(2021/03/26)
 - フリーランスとして安心して働ける環境を整備するためのガイドライン

「フリーランス」とは法令上の用語ではなく、定義は様々であるが、 本ガイドラインにおける「**フリーランス」とは、**

実店舗がなく、雇人もいない自営業主や一人社長であって、

自身の経験や知識、スキルを活用して収入を得る者を指すこととする



<別紙1>

- 例えば、「実店舗がなく、雇人もいない自営業主や一人社長であって、自身の経験や知識、スキルを活用して収入を得る者」が他に雇用契約の下で働く場合に、当該雇用契約における業務を行うときの雇用主との関係では、本ガイドラインにおける「フリーランス」とはしない。一方で事業者との業務委託契約(請負契約や準委任契約)だけでなく、消費者を相手に物品やサービスを販売する者については、本ガイドラインにおける「フリーランス」としている。
- 「実店舗」については、専用の事務所・店舗を設けず、自宅の一部で小規模に事業を行う場合は「実店舗」に区分しないこととし、共有型のオープンスペースであるコワーキングスペースやネット上の店舗も実店舗としない。耕地や漁船を有して、耕作や漁業をする農林漁業従事者は「フリーランス」とはしない。
- 「雇人なし」については、従業員を雇わず自分だけで又は自分と同居の親族だけで個人経営の事業を営んでいる者とする。

内閣委員会

- 内閣委員会(2020/03/10)
 - フリーランスと下請け法の関係
 - → 西村康稔国務大臣



競争法による規律を見直していくんだと、取り上げていくんだ、 対象にしていくんだ、検討の対象にしていくんだということなんですが、 これ非常に重要なのは、

> この競争法の規律というのは独禁法及び下請法を指す、 それを見直していく考えがあるのかどうか

フリーランスの取引について下請法の規律を働かせるべきだというのも、 これも大切な視点だというふうに思っております。

他方、この下請法を適用してやる場合に今の定義でいいのかどうかと、 この定義を拡大していくこともあるんじゃないかという、 以前にも山田議員からも御指摘をいただいております。

この点について、多数の取引、

多数の企業の取引に様々な影響を与えることになりますので、

、様々な観点からの検討が必要であるというふうに認識をしているところでございます。



内閣委員会

- 内閣委員会(2020/03/10)
 - 下請法の外形要件の追加・変更について
 - → 西村康稔国務大臣



下請法の外形的な基準が資本金一千万円というのが線になっていますが、 例えば一千万円又は売上げ五億円以上又は従業員五十人以上という形になれば、 随分大きな会社も免れずにきちっと、

いわゆる**下請法の中で多くのフリーランスが救済される可能性がある**と。 もちろん全ての枠組みをなくしてしまうと外形的に優越的地位があるのかどうか ということが判定しにくくなりますから、 それは一つ下請法の仕組みとして残したとしても、 何も資本金一千万円にこだわる必要はないんじゃないかと、 こういうふうにも考えております。

下請法でどう対象としていくのかというような点ですね この点につきまして、公取、公正取引委員会や中小企業庁など関係省庁において、 どのような実効的な対応があり得るのかということについて 是非検討を進めてもらいたいというふうに考えているところでございます。



政府:下請法 資本金要件の見直しの検討

- 内閣官房(2020/07/17)
 - 成長戦略実行計画
 - □ 立法的対応の検討

取引条件を明記した書面の交付は下請代金支払遅延等防止法上で義務付けられているものの、資本金1,000万円以下の企業からの発注などフリーランスの保護を図る上で必要な課題について、下請代金支払遅延等防止法の改正を含め立法的対応の検討を行う



- ※ フリーランスとして安心して働ける環境を整備するため、政府として一体的に、以下の保護ルールの整備を行う
 - ① 実効性のあるガイドラインの策定
 - ② 立法的対応の検討
 - ③ 執行の強化
 - ④ 労働者災害補償保険等の更なる活用

政府:下請中小企業振興法の改正(対象取引類型の拡大等)

- 中小企業庁(2021/06/16)
 - 改正下請中小企業振興法の公布

親事業者の協力のもとに、下請中小企業の体質を強化し、

下請性を脱した独立性のある企業への成長を促すことを目的とする

下請中小企業振興法を改正し、**対象となる取引を拡大**した



下請中小企業振興法における対象取引類型の拡大

● 下請中小企業振興法における対象取引類型を拡大し、他者に提供するサービスを構成するサービスの委託等を対象とする。

例:スポーツジムの運営者が、ジムでスタジオプログラムのレッスンをフリーランスであるインストラクターに委託する場合など

対象取引類型の拡大(役務の場合)





下請事業者の声 (いずれも、現行法では対象外取引のもの)

- 【スポーツ教室の講師】 市民スポーツ教室の講師をしているが、新型コロナウイルス感染症の影響により、相手方から、一方的な報酬の削減の話が出ている。
- 【フリーランスのスポーツインストラクター】 相手方施設にて指導を行っているが、新型コロナ ウイルス感染症の関係で、なんらの補償なく休業 を命じられた。
- 【見積書作成代行】 見積書の作成請負をしているが、契約書はあって も、仕事量や仕事内容の詳細な取り決めがない。 また、相手方には発注書も作成してもらえない。

※ブリーランスについては、

- ・弱い立場にあるため、しわ寄せを受けやすい ・フリーランス側から書面交付を求めると面倒な相手とみなされ、
- 仕事に影響がでる といった指摘がされている。

アニメーター等への委託の場合

● アニメ製作会社がアニメーターにアニメ製作の全部又は一部を委託する場合、当該委託は情報成果物委託に該当し、現行の下請中小企業振興法においても対象となる。

※ 顧客から依頼された「情報成果物の作成」の一部を下請事業者へ依頼しているため、対象取引に含まれる。

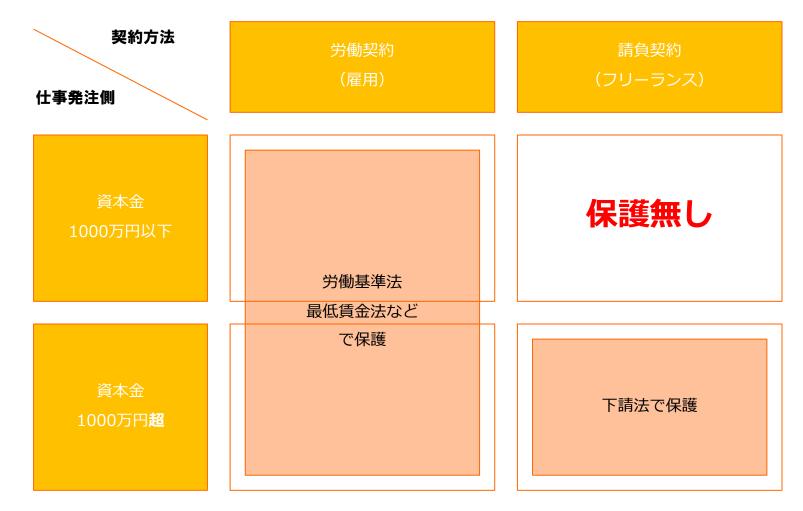


声優等へ役務を委託する場合 改正により対象範囲に追加 改正前の 改正後の (現行では対象範囲外) 整理 整理 取引構造 顧客(放送事業者) 情報成果物の提供 親事業者 (例:アニメ製作会社) 0 役務の提供 (声の吹込み) (例:声の吹込み) 委託 下請事業者 (例:声優、監督)

1

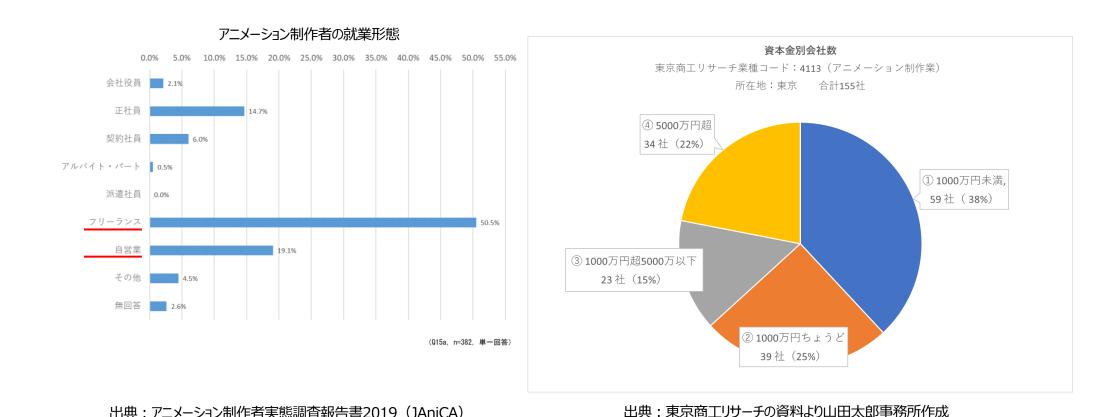
フリーランス労働法制

● 資本金1000万円以下の会社から請負契約で仕事を請け負ったフリーランスは保護されていない。(独禁法の対象ではあるが、過去に適用事例無し)



資本金別の会社数(アニメ制作・東京)

- アニメ制作者の7割がフリーランスまたは自営業者
- ・全体の約2/3が下請法対象外の資本金1000万円以下



資本金1000万円の会社の売上と従業員数の関係

- 資本金1000万円の会社でも売上が100億円、あるいは、従業員が100人を超える場合もあるが、 下請法の対象となっていない
- 例えば、売上5億以上または従業員50人以上の会社が個人に発注する場合は下請法の対象とするなどが必要では無いか(39社中17社が下請法対象に)

